

川崎市中小企業間連携展示会出展補助金 Q & A

制度全般に関する質問		
NO	質問	回答
1	申請からどれくらいの期間で採択されますか。	申請書を受理した後に、約1か月程度での交付決定通知書もしくは不交付決定通知書の送付を予定しております。ただし、申請状況によっては、前後する場合があります。
2	申請すれば、必ず交付決定されますか。	申請書類の内容を審査し、適当と認める場合は予算の範囲内で交付決定します。
3	先着順とありますが、交付決定は申請した順番ですか。	交付申請書類がすべて整っている状態（正式受領）のものから審査をし、交付可否を決定します。そのため、書類不足・不備がある状態では審査できませんので、書類提出にあたっては、十分に内容等をご確認の上、ご提出ください。
4	補助金の申請に回数制限はありますか。	1事業者につき申込みは1回までとさせていただきます。なお、申請があったものの交付決定に至らなかった事業者は再度申請いただくことも可能です。
5	交付決定を受けたのちに、同内容で申請していた国や県の補助金に採択されました。どうすればよいですか。	同一の事業について、他の補助金と重複して受給することはできませんので、いずれかの補助事業を中止いただく必要があります。本事業を中止する場合には、ご連絡いただいたうえ、事業計画変更（中止）承認申請書（第5号様式）を提出してください。既に交付額が振り込まれている場合は返還していただく必要があります。
6	公募開始前に展示会に出展してしまったが、対象となりますか。	交付決定前に事業が終了している場合、対象となりません。
7	今回申請する展示会とは異なる展示会への出展において、市の補助金の交付を受けたが、本補助金の申請はできますか。	今回出展する展示会が過去に交付決定を受けた展示会と異なる場合は、本補助金の申請は可能です。
8	不交付となった場合、交付申請書は返却されますか。	申請書類は返却いたしません。
9	調査や現地確認はありますか。	交付の審査や完了状況を確認するため、ヒアリング調査や現地調査等を行う場合がありますので、ご協力ください。
10	受け取った補助金は課税対象になりますか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士もしくは税務署にご確認ください。
11	何をもちて事業の着手となりますか。	補助金の申請をもちて着手とします。
12	何をもちて事業の完了となりますか。	展示会等への出展に加え、出展料や広報物作成に係る支払い全ての終了をもちて、完了とします。事業の完了は令和6年2月29日までに行っていただく必要があります。

13	入金はいつごろですか。	適正な「請求書」を川崎市が受領後、30日以内にご指定の口座に補助金が振り込まれます。
14	募集が終了したことはどこで分かりますか。	HP (https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000152830.html) 上でご案内します。
補助対象事業者に関する質問		
NO	質問	回答
15	どのような企業者が補助対象に該当しますか。	中小企業基本法第2条1項に定める中小企業者、中小企業者が主たる構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に掲げる組合及び団体が対象となります。 中小企業者の定義については、中小企業庁のホームページをご確認ください。 URL： https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm
16	本店は市外にあり、市内には営業所しかないが、補助対象となりますか。	市内に事業所を有している中小企業者は補助対象になります。
17	市内に複数の事業所がありますが（本社＋支社も含む）、事業所ごとに申請できますか。	事業所ごとの申請はできません。1企業1申請までとなります。
18	支店が申請を行う場合、支店長は事業主にあたりますか。	支店長は事業主にあたりません。 企業の代表者が申請を行ってください。
19	申請を代理人が行ってもよいでしょうか。	申請は、申請者本人が行っていただく必要があります。
20	交付決定後（交付額確定前）に代表者が変わった場合はどうすればよいでしょうか。	「川崎市中心小企業間連携展示会出展補助金に係る事業計画変更（中止）承認申請書（第5号様式）」を提出いただく必要がございます。本店所在地、名称、代表者の変更の場合は、変更後の法人登記簿謄本（履歴全部事項証明書）の写しを添付してください。また、代表者又は役員が変更の場合は、暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）も添付してください。
補助対象事業に関する質問		
NO	質問	回答
21	どのような事業が補助対象になりますか。	日本語を主要な言語とし、日本国内の販路開拓・収益拡大を主たる目的とする国内で開催される展示会等への共同出展が補助対象になります。
22	共同出展の定義は何ですか。	(1) 補助対象事業者を含む2者以上で構成されていること (2) 展示会場等において共同出展者のブースが近接していること (3) 共同出展者の社名の表示が確認できること

23	補助対象事業に期間の定めはありますか。	交付決定日から令和6年2月29日までに事業を終了する展示会等は補助対象事業になります。
24	販売が主目的の即売会等は補助対象になりますか。	販売が主目的の即売会等も補助対象になります。
共同出展に参加する補助対象外事業者について		
NO	質問	回答
25	どのような企業者が共同出展に参加する補助対象外象事業者に該当しますか。	市外中小企業者や中小企業基本法第2条1項に該当しない大企業が該当します。
26	補助対象外の親会社（自社と資本関係（連結決算等）のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）と共同出展する場合、2者以上と認められますか。	親会社、子会社などの関連会社（自社と資本関係（連結決算等）のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）で共同出展する場合、対象になるのは1者とみなします。
補助対象経費に関する質問		
NO	質問	回答
27	どのような経費が補助対象になりますか。	（1）出展料 （2）小間装飾費 （3）広告宣伝費 ※詳細は募集要領P4，5をご確認ください。
28	交付決定前に支払った経費は補助対象になりますか。	交付決定日から令和6年2月29日までに開催される展示会等であれば、交付決定前でも（1）出展料と（2）小間装飾費は補助対象になります。ただし、（3）広告宣伝費については、交付決定日以前に注文・契約等したものは補助対象外になります。
29	人件費や旅費、送料は補助対象経費になりますか。	補助対象外になります。
30	パソコンの購入やレンタルに係る費用は、小間装飾費で補助対象経費になりますか。	パソコンやパンフレットスタンド等、汎用性が高く他の事業にも使用できるものの購入・レンタル費用は補助対象外です。

補助金交付申請に関する質問		
NO	質問	回答
31	どのように申請すればよいでしょうか。	<p>原則、「川崎市中小企業間連携展示会出展補助金申請フォーム」から申請をお願いします。また、フォームでの申請が困難な場合は郵送にてお送りください。</p> <p>【川崎市中小企業間連携展示会出展補助金申請フォーム】 https://logoform.jp/form/FUQz/310874</p> <p>【郵送先住所】 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル10階 川崎市経済労働局経営支援部経営支援課経営革新担当</p>
32	補助対象外事業者が代表申請者として申請してよいでしょうか。	<p>交付確定後、代表申請者宛に補助金を交付するため、補助対象事業者が代表申請者としてお申込みください。</p>
33	代表申請者、補助対象申請者、補助対象外申請者、それぞれの申請書類を教えてください。	<p>公募要領P5、6をご確認ください。</p> <p>【代表申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（1）から（10）の資料を取りまとめてご提出ください。 ※（9）は申請時点で該当する資料があればご提出ください。 ・（1）、（2）、（8）、（9）の資料は代表申請者が作成・ご用意していただき各1部ずつご提出ください。 <p>【補助対象申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（3）から（7）の資料をご用意していただき、代表申請者を經由してご提出ください。 <p>【補助対象外申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（6）、（7）の資料をご用意していただき、代表申請者を經由してご提出ください。
34	共同出展者の登記簿謄本や納税証明書を預かり提出することが困難です。会社ごとに提出してよいでしょうか。	<p>原則、代表申請者が取りまとめてご提出をお願いします。</p> <p>取りまとめのご対応が困難な場合は、経営支援課までご連絡（044-200-2324）ください。</p>
35	納税証明書はどこで取得できますか。	<p>各市税事務所市民税課管理係・市税分室管理担当または各区役所(支所)市税証明発行コーナーで発行が可能です。</p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000038211.html</p>

36	本拠地が市外なので川崎市の市民税納税証明書がない場合はどうすればよいでしょうか。	川崎市内に事業所をおいている場合には法人市民税申告の義務があります。申告した上で非課税の場合は「非課税証明書」を提出してください。提出できない場合は交付を受けることができません。※個人事業主で住所が市外であっても事業所を市内で開設する場合は税務署等に開業の届け出を提出し、均等割分を納税する義務があります。
37	最近、市外から川崎市内に移転しました。市民税の証明書が発行できません。	川崎市の市民税の証明書が発行できない場合は、移転前の自治体での納税証明書をご提出ください。登記簿謄本や開業届等で移転日を確認する場合があります。
38	領収書の宛名が「上様」だが認められますか。	認められません。宛名は申請者名と一致するようにしてください。
39	原本での提出が必要な書類はありますか。	原本での提出が必要な書類はございません。